

第8 ゴミ集積設備に関する事項

1. ゴミ集積施設の設置

- (1) ゴミ等の固形廃棄物を持出し、保管収集するため、表1、表2の条件を備えた集積施設を設置又は、確保するものとする。
- (2) 戸建住宅の開発であって、開発区域半径100m以内の同一大字または同一自治会区域内に既存施設がある場合、管理者(地元自治会等)と共同利用について協議すること。但し、協議不調の場合は独自に設置を要するが、供用開始後の維持管理については事前に地元自治会と十分協議を行うこと。
- (3) 集積施設は当該開発区域の土地利用により、次に掲げる予定建築物の用途区分に応じ設置するものとする。

【独立住宅ゴミ集積設置基準】

(表 1)

事 項	基 準
設 置 数	10戸～25戸に1ヶ所設置することを原則とする。
位 置	①設置位置：道路と同一面で、かつ、長辺が接するものとする。 ②配 置：宅地の高低、道路勾配、道路幅員及び予想交通量等による居住者の利便、安全を考慮し利用範囲がおおむね100m以内とし、かつ作業車両の進行方向が同一であり、また左側になるよう配置すること。 ③道路幅員：原則として幅員6m以上の道路に面すること。 ④そ の 他：集合住宅にあつて交通事情により道路面への設置が困難と認められる場合、駐車場内への設置も認める。その場合4t車の転換・出入りが安全かつ容易にできる事を条件とする。
構 造	①壁：コンクリート造、ブロック造、金網造 ②床：コンクリート造 ③排 水：清掃のための排水が良好なこと。 ④溝 蓋：道路と集積設備の間に側溝があるときは、20t ^{以上} 過重に耐える構造とする。
大 き さ	①敷 地：縦1.5m、横3m以上で、有効は4.5㎡以上とする。 ②壁の高さ：道路に面した部分を2m以上開放し、高さは1m以上とする
カゴの設置	①ゴミ集積場所にカゴを設置すること ②設置するカゴは、上下、四方を金網等で覆いネコ、カラス等の被害の防止が図られるものとする。こと。 ③設置するカゴは、道路に面する部分に出し入れ口を設けること。 ④カゴの大きさは、1戸当たり、0.23m ³ 以上を目安とすること。

【共同住宅（3階以上）のゴミ集積設備基準】

（表 2）

事 項	基 準			
設 置 数	1棟に1ヶ所を原則とする。			
位 置	①独立住宅のものに準ずる。 ②原則として団地内道路に位置して設置しないこと。			
構 造	独立住宅のものに準ずる。			
大 き さ	1棟の戸数により大きさは次の基準とする。			
	1棟の戸数	1～40	41～60	61～
	縦 (m)	2	2	2
	横 (m)	5	6	7
	71戸以上のものは、2ヶ所に分散することができる。 ダスターシュートの取付けはしないこと。			

2. 開発計画、集合住宅等の計画が決定したときは、市にその旨連絡し、次の各号に掲げる事項を協議しなければならない。

- (1) 入居の時期
- (2) 戸 数
- (3) ゴミ集積設備の設置数及び設置場所（既設利用の可否を含む）

3. 帰属及び管理

- (1) 用地は、新設の場合、市に帰属することとする。ただし、共同住宅等の場合において市が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 帰属となる清掃施設とその他の土地との境界を明確にするため、市の指示する箇所に境界プレートを設置するものとする。
- (3) 施設の維持管理は、事業者、利用者又は地元自治会で行なうこと。

4. 開発区域の規模及び付近の住宅、清掃施設設置状況等により、この基準を適用することが不相当と認められるときは、市と協議の上、特別な措置を講じることができる。